

○内閣府令第 号

消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）の規定に基づき、消費者契約法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三

消費者契約法施行規則の一部を改正する内閣府令

消費者契約法施行規則（平成十九年内閣府令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	<p>(経理に関する事項)</p> <p>第二十五条 法第三十一条第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 事業者から労務の提供を受けている場合には、当該事業者の名称及び当該事業者からの労務の提供の総額</p> <p>2 適格消費者団体が特定認定を受けて被害回復関係業務を行う場合における法第三十一条第三項第六号の内閣府令で定める事項は、前項各号の規定にかかわらず、次に掲げる事項とする。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 前項第三号に掲げる事項</p>
改正前	<p>(経理に関する事項)</p> <p>第二十五条 法第三十一条第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>2 適格消費者団体が特定認定を受けて被害回復関係業務を行う場合における法第三十一条第三項第六号の内閣府令で定める事項は、前項各号の規定にかかわらず、次に掲げる事項とする。</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>「号を加える。」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この府令は、平成三十年十月十五日から施行する。

(経過措置)

2 この府令の施行の際現に消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第一項の認定を受けている者については、この府令による改正後の消費者契約法施行規則第二十五条第一項第三号及び第二項第三号の規定は、この府令の施行の日以後に開始する事業年度に係る書類について適用する。